

船舶事故調査報告書

平成29年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成28年1月27日 21時30分ごろ～28日 08時50分ごろの間）
発生場所	島根県西ノ島町 ^{みたべ} 三度埼南西方沖（三度埼灯台南西方沖約1,300m）
事故の概要	漁船 ^{いっせん} 第一千カープ丸は、三度埼南西方沖の漁場で、転覆した状態で発見された。 第一千カープ丸は、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	平成28年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一千カープ丸、7.3トン SN2-2853（漁船登録番号）、個人所有 14.80m (Lr) × 2.88m × 1.27m、FRP ディーゼル機関、389kW（動力漁船登録票による）、平成16年3月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年7月29日 免許証交付日 平成26年3月7日 (平成31年4月11日まで有効)
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2 海象：水温 約10℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、平成28年1月27日18時00分ごろ西ノ島町浦郷漁港の係留地を出港した。 僚船の船長は、21時30分ごろ三度埼南西方沖の漁場で網を揚げている船長に、操業を終えて帰航する旨の電話連絡を行ったところ、船長から操業を続ける旨の応答があった。

	<p>本船が所属する漁業協同組合の職員は、本船が28日の日出時刻（07時12分ごろ）になっても帰港しないので、僚船に漁場付近の様子を見に行ってもらったところ、陸から搜索していた組合員が、08時50分ごろ三度埼南西方沖で、転覆している無人の本船を発見し、所属する漁業協同組合を経て海上保安庁に本船を発見した旨の通報を行った。</p> <p>船長は、来援した海上保安庁の巡視艇により船内の搜索が行われたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>本船は、転覆した状態で僚船にえい航されて浦郷漁港に帰港した。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長は、27日夕方ごろ自宅を出るとき、家族に行ってくる旨の声を掛け、ふだんと変わった様子はなかった。</p> <p>船長は、自宅を出るとき、ジャージ服の上下及び紺色のヤッケ並びにカッパを着用し、長靴を履いていた。</p> <p>船長は、ふだん、17～19時ごろに自宅を出て、翌日の明け方ごろ帰宅していた。</p> <p>本船は、発見されたとき、機関が中立運転状態であり、揚網機が作動しておらず、揚網機のレバーが巻き取り側になっていた。</p> <p>船長が、本事故当時、救命胴衣を着用していたかどうかについては情報が得られなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、27日21時30分ごろ船長が網を揚げているところを僚船に確認された後、28日08時50分ごろ転覆した状態で発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三度埼南西方沖において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船は、僚船等と連絡を取れる手段を備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

